

指名及び入札状況閲覧簿（決定）

案件番号	000000796	業務区分	建設工事
業種	土木一式	詳細業種	
工事番号及び工事名	道河第63号 小谷ヶ丘調整池整備工事		
工事場所	福知山市 西小谷ヶ丘ほか 地内		
工事期間	自 本契約締結日 ~ 至 令和 2年 3月31日		
入札方法	条件付一般競争入札	契約方法	総価契約
入札・見積日	令和元年 7月30日 14時0分 電子入札	落札方法	価格競争
概要	工事内容 施工延長L=90.9m 河川土工N=1式 土質改良工V=8,960m ³ 法面工A=3,724m ² オリフィス・放流管工N=1式 余水吐工N=1式 護岸工A=2,939m ²		
	予定価格 183,992千円（税抜） 最低制限価格 165,225千円（税抜）		

項番	企業名又は委任先名	1回目 入札価格(円) (評価値)	2回目 入札価格(円) (評価値)	3回目 入札価格(円) (評価値)	4回目 入札価格(円) (評価値)	5回目 入札価格(円) (評価値)	備考
1	株式会社門野組	178,000,000					-
2	株式会社衣川組	165,273,000					落札
3	河守工業株式会社	165,474,000					-
4	世紀建設株式会社	165,398,000					-
5	セイリョウ建設株式会社	165,880,000					-
6	株式会社高尾組	165,425,000					-
7	株式会社高見組	165,412,000					-
8	大立工業株式会社	175,500,000					-
9	西田工業株式会社						辞退
10	株式会社能見土建						辞退

本工事は、議会の議決を必要とする契約であり、福知山市議会の議決を得た時に本契約としての効力を生じます。

道河第63号 小谷ヶ丘調整池整備 工事

契約の相手	名 称	株式会社衣川組		
	住 所	福知山市夜久野町末 7 1 8 - 1		
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	178,494,840 円	最高予定価格 (税込み)	198,711,360 円	
		最低制限価格 (税込み)	178,443,000 円	
(条件付一般競争入札の場合)	当該資格 (入札参加条件)	<p>(1) 令和元年度福知山市建設工事指名競争入札等参加資格者名簿で「土木一式」のA1等級に登録されている者のうち、福知山市内に本社又は本店を有するものであること。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を当該工事の工事区分について受けている者であること。</p> <p>(3) 建設業法に定める基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p>		
	参加させなかった者、その理由	なし		
(指名競争入札の場合) 指名者の指名理由				
(随意契約の場合) 相手方の選定理由				
第1回変更契約	変更額	8,378,700 円	変更契約日	令和2年3月27日
	変更工期	～		
	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府との協議により、京都府土砂条例の申請に必要な土壌調査数を変更する。 ・現地測量及び精査の結果、伐開面積を変更する。 ・土砂運搬経路について地元調整の結果、土砂運搬経路及び距離を変更する。 		
第2回変更契約	変更額		変更契約日	令和2年3月31日
	変更工期	～ 令和2年9月30日		
	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う適正工期の確保及び現場発生土の運搬時期や土量など、搬出先との調整に時間を要したため工期を令和2年3月31日から令和2年9月30日まで延長する。 		
第3回変更契約	変更額	16,660,600 円	変更契約日	令和2年7月22日
	変更工期	～		
	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土の一部の処分について、当初予定していた工事間流用先及び民間処分場との調整により、処分先を変更する必要が生じたため、運搬距離の変更及び処分費を追加する。 ・掘削の結果、管理用道路の路床が想定より悪いため、セメント改良を追加する。 ・現場発生土の運搬時期や搬出先との調整に時間を要したため、タイヤ洗浄機や敷鉄板の設置日数を変更増する。また、工事用車両の出入りに伴う安全を確保するため、交通誘導警備員を増員する。 		

第4回変更契約	変更額	0円	変更契約日	令和2年8月26日
	変更工期	～		
	変更理由	・作業工程及び運搬経路の精査により、通行車両の安全を確保できる状態となったため、交通誘導警備員の数量を変更（減）する。 ・法川流域における貯留量精査の結果、増量の必要性が生じたため本池で貯留量確保に伴う、掘削及び残土処分の数量を変更（増）する。		